農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成２９年３月１６日

坂東市長　　吉原　英一

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
岩井地域　七郷地域　長須地域　七重地域
生子・菅地域　逆井・山地域

２．協議の結果を取りまとめた年月日
平成２９年３月１６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

	法人	個人	集落営農
岩井地域	４経営体	２９経営体	０組織
七郷地域	２経営体	３０経営体	１組織
長須地域	６経営体	１２８経営体	０組織
七重地域	７経営体	１０６経営体	０組織
生子・菅地域	５経営体	４９経営体	０組織
逆井・山地域	５経営体	４０経営体	０組織

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手はいるが十分ではない

５．農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイヤ、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

６．地域農業の将来のあり方
・担い手に集積、集約化する。